

災害に伴う一般廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）の減免に係る事務取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第55条及び京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則（以下「規則」という。）第42条に規定する一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）の減免のうち、火災及び災害救助法の適用を受けない災害（以下「災害等」という。）に係る事務取扱を定めるものである。

（減免対象となる者）

第2条 処理手数料の減免対象者は、京都市内において発生した災害等により、被害を受けた住宅（以下「被災住宅」という。）に現に居住している者（以下「申請者」という。）とする。

（減免対象となる被害）

第3条 被災住宅の被害が、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 火災にあつては、消防署が発行するり災証明書等により、被災住宅が全焼、半焼、一部焼失又は焼損の被害（消火活動に伴う水損被害を含む。）を受けたと認められるもの。
 - (2) 火災以外の災害にあつては、区役所又は支所が発行するり災証明書等により、被災住宅が全壊、半壊、一部損壊又は床上浸水の被害を受けたと認められるもの。
- 2 店舗その他の併用住宅の場合は、生活の用に供する部分において、前項各号のいずれかに該当するものを対象とする。

（減免対象となる廃棄物）

第4条 減免対象となる廃棄物は、災害等により生じた廃棄物（被災住宅を構成する廃材及び被災住宅から排出された家財等）のうち、規則第14条第1号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号に規定する廃棄物を除くもの（以下「廃棄物」という。）とする。ただし、被災住宅を構成する廃材にあつては、申請者が被災住宅を所有する場合に限る。

- 2 店舗その他の併用住宅の場合は、前項に規定する廃棄物のうち、生活の用に供する部分から発生したものに限る。
- 3 被災住宅を構成する廃材にあつては、災害等により破損した部分に限る。

（減免対象となる廃棄物の量）

第5条 減免対象となる廃棄物の量は、別紙「災害に伴う廃棄物処理算出基準」（以下「算出基準」という。）に基づき算出される量を上限とする。

- 2 前項の上限の範囲内であっても、被害状況を確認したうえで、減免対象となる廃棄物の量を制限することがある。

3 被害状況を確認したうえで、必要と認める場合は、算出基準に基づき算出される量を
超える廃棄物の量を減免対象とすることがある。

(廃棄物の処分方法)

第6条 廃棄物の処分方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 申請者が廃棄物を被災住宅から本市の処理施設に搬入する。ただし、本市の処理施設への搬入期間は、搬入開始日から2週間以内とする。
- (2) 申請者が廃棄物を被災住宅から本市の指定する場所に排出し、本市が廃棄物を収集する。

(廃棄物の搬入回数)

第7条 前条第1号による場合は、算出基準に基づき算出される回数を廃棄物の搬入回数の上限とする。

(収集の対象外となる廃棄物)

第8条 第6条第2号による場合は、被災住宅を構成する廃材は収集しない。

(減免申請の受付期間)

第9条 減免申請の受付期間は、当該災害等の発生日から6箇月以内とする。ただし、必要な理由があると認めた場合は、期間を延長することができる。

(減免申請回数)

第10条 減免申請は、一度の災害等による被害につき1回に限るものとする。

(減免申請)

第11条 減免の申請は、廃棄物の処分方法が第6条第1号による場合は手数料等減免申請書第1号様式（以下「第1号様式申請」という。）又は同条第2号による場合は手数料等減免申請書第2号様式（以下「第2号様式申請」という。）に、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

- (1) 廃棄物処理連絡表（第3号様式。ただし、第2号様式申請の場合は提出不要）
- (2) り災証明書の写し
- (3) 被災面積が分かる図面（り災証明書に記載の被災面積が手数料等減免申請書に記載する被災床面積と異なる場合等）
- (4) 被災状況が分かる写真
- (5) その他本市が必要とする書類

(代理申請)

第12条 特別の理由があると認めた場合は、申請者の親族等が代理で申請を行うことが

できる。

(減免の決定)

第13条 第11条による申請があったときは、内容を審査し、第5条による廃棄物の量に基づく処理手数料の減免を決定する。

- 2 第1号様式申請の場合は、搬入許可証及び減免カード交付決定通知書(第4号様式)により通知し、搬入許可証(第5号様式)及び減免カードを交付する。
- 3 前項の減免カードは、第3号様式に記載された車両(以下「搬入車両」という。)に対してのみ交付する。
- 4 第2号様式申請の場合は、粗大ごみ処理手数料券交付決定通知書(第6号様式)の交付により通知し、粗大ごみ処理手数料券を交付する。

(減免の取消し)

第14条 第1号様式申請のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、当該廃棄物に係る処理手数料を徴収するとともに、以後の減免を取り消す。

- (1) 本市の処理施設に廃棄物が搬入される場合において、受入基準違反があったとき。
 - (2) 搬入許可証又は減免カードが不正使用されたとき。
 - (3) 申請の際に記載した車両と異なる車両で本市の処理施設に廃棄物が搬入されたとき。
- 2 第2号様式申請のうち、排出基準違反があったときは、当該廃棄物の収集は行わず、また、減免を取り消す。

(搬入許可証及び減免カードの再交付)

第15条 搬入許可証及び減免カードの再交付は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、交付済みの減免カードと交換のうえ、再交付を行う。

- (1) 搬入車両の車両番号(自動車登録番号標)の誤り等による減免申請内容の変更の場合
- (2) 搬入車両の故障等による車両変更の場合
- (3) 廃棄物の搬入開始日の変更による場合

(粗大ごみ処理手数料券の再交付)

第16条 粗大ごみ処理手数料券の再交付は、行わない。

(搬入許可証及び減免カードの回収)

第17条 交付した搬入許可証及び減免カードのうち、搬入許可期間終了後の搬入許可証及び未使用の減免カードは無効とし、これを回収する。

- 2 第14条第1項の規定に該当した者は、前項の定めによらず、搬入許可証及び減免カードを無効とし、これを回収する。

(粗大ごみ処理手数料券の回収)

第18条 交付した粗大ごみ処理手数料券のうち、未使用の粗大ごみ処理手数料券は回収する。

2 第14条第2項の規定に該当した者は、前項の定めによらず、粗大ごみ処理手数料券を無効とし、これを回収する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

また、施行期日以前に発生した災害においては、旧要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

また、施行期日以前に発生した災害においては、旧要綱の規定を適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

また、施行期日以前に発生した災害等においては、旧要綱の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、環境政策局長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 従前の様式による用紙は、環境政策局長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

災害に伴う廃棄物処理算出基準

1 廃棄物の量

(1) 火災の場合

消防署が発行するり災証明書による被災住宅の被災床面積に基づき、下記の算出式により算出された量を減免の対象となる廃棄物の上限量（以下「上限量」という。）とする。

○ 算出式（小数点以下は切上げ）

◆木造：可燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.142（ t/m^2 ）

不燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.267（ t/m^2 ）

◆鉄筋造：可燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.087（ t/m^2 ）

不燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 1.260（ t/m^2 ）

◆鉄骨造：可燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.087（ t/m^2 ）

不燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.993（ t/m^2 ）

※ 被災床面積には、消火活動に伴う水損被害による面積も含める。

※ り災証明書に水損被害による面積の記載がない場合は、被災面積が分かる図面を添付してください。

(2) 火災以外の災害場合

区役所が発行するり災証明書による被災住宅の被災床面積等に基づき、下記の算出式により算出された量を減免の対象となる廃棄物の上限量（以下「上限量」という。）とする。

ア 火災以外の災害で全壊又は半壊した場合

○ 算出式（小数点以下は切上げ）

◆木造：可燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.177（ t/m^2 ）

不燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.405（ t/m^2 ）

◆鉄筋造：可燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.089（ t/m^2 ）

不燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 1.500（ t/m^2 ）

◆鉄骨造：可燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 0.089（ t/m^2 ）

不燃ごみ：被災床面積（ m^2 ） \times 1.182（ t/m^2 ）

イ 火災以外の災害で一部損壊（全壊又は半壊以外）又は床上浸水した場合

上記算出式を基本としますが、被害状態が多種多様なため、り災状況に応じて判断する場合があります。

※ 申請書には被災面積が分かる図面等を添付してください。

2 廃棄物の搬入回数の上限

上記算出式により算出された上限量の範囲内で、実際に被災住宅から排出される廃棄物の量に基づき、下記算出式により算出される回数（小数点以下は切上げ）を、搬入回数の上限とする。

搬入回数の上限： 排出される廃棄物の量（ t ） \div 搬入車両の最大積載量（ t ）

手数料等減免申請書（自己搬入用）

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
住 所	氏 名
	電話番号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第42条の規定により手数料の免除を申請します。

1 災害発生日 年 月 日

2 被災場所 _____

3 被災状況

<災害の区分> 火災・災害（ _____ ）

<被害の状況> 全壊又は全焼・半壊又は半焼・一部損壊・床上浸水

※ 一部損壊の場合は、被害状況を具体的に記載してください。

(_____)

※ 被害状況が分かる写真（外観・内観）を添付してください。

延床面積 約 _____ m²、被災床面積 約 _____ m²

<住宅の構造> 木造・鉄筋造・鉄骨造

4 搬入者（搬入を業者に委託する場合のみ記入）

業 者 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

5 搬入回数（詳細は第3号様式に記入）

可燃ごみ（南部クリーンセンター）： _____ t車 _____ 台、 _____ t車 _____ 台

不燃ごみ（東部山間埋立処分地）： _____ t車 _____ 台、 _____ t車 _____ 台

搬 入 台 数 合 計 _____ 台

6 特定家庭用機器再商品化法指定機器及びパソコン（リサイクルできない損傷品に限る）

テレビ _____ 台、洗濯機・衣類乾燥機 _____ 台、冷蔵庫・冷凍庫 _____ 台、

エアコン _____ 台、パソコン _____ 台

7 添付書類

り災証明書 被災面積が分かる図面等 カラー写真 廃棄物処理連絡表

【区役所・支所記入欄（火災の場合のみ）】

手数料等減免申請書（市収集運搬用）

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
住 所	氏 名
	電話番号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第42条の規定により手数料の免除を申請します。

1 災害発生日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 被災場所 _____

<場所の略図>（別紙でも可）

3 被災状況

<災害の区分> 火災・災害（ _____ ）

<被害の状況> 全壊又は全焼・半壊又は半焼・一部損壊・床上浸水

※ 一部損壊の場合は、被災状況を具体的に記載してください。

※ 被害状況が分かる写真（外観・内観）を添付してください。

延床面積 約 _____ m²、被災床面積 約 _____ m²

<住宅の構造> 木造・鉄筋造・鉄骨造

4 処分する廃棄物の品目及び数量 <裏面に記載>

5 添付書類

災害証明書 被災面積が分かる図面等 カラー写真

【区役所・支所記入欄（火災の場合のみ）】

市収集運搬 処分する廃棄物の品目及び数量

品 目	数 量

<品目及び数量を記入する際の注意事項>

- ・ 特定家庭用機器再商品化法指定機器（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）及びパソコンについては、リサイクルできない損傷品の場合のみ、排出することができます。
- ・ 生活用具などの小物類については、段ボール箱又はごみ袋に入れて排出していただく必要があります。品目及び数量の欄には、段ボール箱又はごみ袋の大きさ及び個数を記入してください。
- ・ 記入欄が不足する場合は、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

廃棄物処理連絡表

(氏名) _____

可燃ごみ（南部クリーンセンター）

搬入許可証No.	搬入希望期間	車種	搬入車両番号	台数	確認
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				

不燃ごみ（東部山間埋立処分地）

搬入許可証No.	搬入希望期間	車種	搬入車両番号	台数	確認
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				
	/ ~ /				

※1 太線内のみ記入してください。

※2 搬入希望期間は、減免カード交付日（申請の受付後、概ね5日で交付）以降の日付で、2週間以内の期間となるよう記入してください。

※3 車両番号は正確に記入してください。

災害NO.	搬入期間 / ~ /
-------	---------------

年 月 日

様

京 都 市 長
〔 担当 環境政策局適正処理施設部施設管理課
電話 075-222-3964 〕

搬入許可証及び減免カード交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました手数料等減免申請書（自己搬入用）について、搬入許可証及び減免カードを交付することを決定しましたので、通知します。

下記の点に留意し、廃棄物を適正に処理していただきますようお願いします。

記

1 搬入許可証及び減免カードの再交付について

搬入許可証及び減免カードの再交付は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、交付済みのものと交換のうえ再交付を行う。

- (1) 搬入車両の車両番号（自動車登録番号標）の誤り等による減免申請内容の変更の場合
- (2) 搬入車両の故障等による車両変更の場合
- (3) 廃棄物の搬入開始日の変更による場合

2 減免の取消について

次の各号のいずれかに該当するときは、当該廃棄物に係る処理手数料を徴収するとともに、以後の減免を取り消す。

- (1) 本市の処理施設に廃棄物が搬入される場合において、受入基準違反があったとき。
- (2) 搬入許可証又は減免カードが不正使用されたとき。
- (3) 申請の際に記載した搬入車両と異なる車両で、本市の処理施設に廃棄物が搬入されたとき。

3 搬入許可証及び減免カードの回収について


交付した搬入許可証及び減免カードのうち、搬入許可期間終了後の搬入許可証及び未使用の減免カードは無効とし、これを回収する。

減免の取消要件に該当する者は、搬入許可証及び減免カードを無効とし、これを回収する。

第5号様式（第13条関係）

- ・幅18.2cm、高さ12.8cmとし、下記仕様とする。

（表）

	<h2>搬入許可証</h2>
	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">区 No.</td></tr></table> ____年 ____月 ____日 有効期間 〃 ____年 ____月 ____日 車両ナンバー _____
区 No.	
<h3>環 境 政 策 局</h3>	

（裏）

<h2>（注意事項）</h2>
<ol style="list-style-type: none">1. 本証は、災害ごみを運搬する車両の運転台前部に明示すること。2. 災害ごみ以外のごみを搬入するなど本証を不正に使用しないこと。3. 災害ごみの種類に応じて搬入場所が違うので、区別して搬入すること。 区別のない場合は、搬入を許可しない。4. 災害ごみ搬入車両に変更のある場合は、搬入する前に環境政策局に連絡すること。5. 本証は、災害ごみ搬入終了後並びに有効期間終了後は無効となるので、速やかに環境政策局へ返却すること。

年 月 日

様

京 都 市 長
担当 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
電話 075-222-3952

粗大ごみ処理手数料券交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました手数料等減免申請書（市収集運搬用）
について、粗大ごみ処理手数料券を交付することを決定しましたので、通知します。

下記を御確認いただき、〇〇区役所（〇〇支所）のエコまちステーションにおいて、
手数料券を受領いただきますよう、お願いします。

記

1 廃棄物収集の流れ

- (1) 京都市大型ごみ受付センターに電話申込みを行い、処分するごみ（「2 処分品目」
参照）の収集日、収集場所、必要となる手数料券の枚数を確認してください。

電話 0120-100-530（携帯電話の場合は 0570-000-247）

- (2) (1)で確認した手数料券の枚数を「2 処分品目」に記載し、申請書を提出した区役
所・支所のエコまちステーションに本通知書を提示するとともに、手数料券の枚数
をお伝えください。
- (3) 提示後、エコまちステーションから手数料券が交付されますので、(1)で確認した収
集日、収集場所に、処分するごみを本市が指定した場所に排出してください。

2 処分品目

品 目	数量	手数料券の枚数